

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する予防接種事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津若松市は、上記の事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

会津若松市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり、平成14年度に会津若松市情報セキュリティポリシーを策定し、これに基づいて各種情報管理等を行っている。

## 評価実施機関名

会津若松市長

## 公表日

令和6年4月1日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する予防接種事務						
②事務の内容	①予防接種法に基づく予防接種に関する事務 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種に関する事務 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理する。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。						
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
<選択肢>							
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム							
システム1							
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)						
②システムの機能	・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会						
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 健康管理システム )						
システム2							
①システムの名称	団体内統合宛名総合システム						
②システムの機能	1. 番号の管理 : 個人番号と宛名コード及び統合宛名番号の紐付けを行う。 2. 統合宛名番号の検索 : 住所・氏名等を検索条件とした統合宛名番号検索を行う。 3. 庁内情報の連携 : 各業務から提供された庁内移転用データの副本としての保存及び各業務からの情報照会に応じて、当該者の情報抽出・情報提供を行う。 4. 中間サーバー用データの転送機能 : 各業務から提供された庁外提供用データを中間サーバーへ転送する。 5. 情報提供ネットワークシステムとの情報連携 : 各業務からの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求を中間サーバーへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバーから受け取る。 6. 職員認証/権限の管理 : 団体内統合宛名総合システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 7. 情報連携記録の管理 : 情報連携記録の生成・管理を行う。						

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (自治体中間サーバー)	

### システム3

①システムの名称	自治体中間サーバー
----------	-----------

②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 : 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名総合システム」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 : 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 各事務システム接続機能 : 中間サーバーと各事務システム、団体内統合宛名総合システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 : 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 : 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 : 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 : セキュリティを管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 : 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 : バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>
----------	---

③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	

### システム4

①システムの名称	既存住民基本台帳システム
----------	--------------

②システムの機能	<p>1. 異動入力機能 : 届出や通知に基づく異動時における、入力機能及び入力された住民基本台帳を管理する機能</p> <p>2. 照会機能 : 住民基本台帳を検索、照会する機能</p> <p>3. 帳票発行機能 : 住民票の写し、記載事項証明書等の各証明書の発行や、付帯帳票の発行機能</p> <p>4. 庁内連携機能 : 庁内の各システムへの基礎データとして利用するために、宛名システムや他システムへの連携機能</p> <p>5. 庁外連携機能 : 住民基本台帳ネットワークシステムや法務省との庁外とのデータ連携を行い、各種通知情報の收受を行う機能</p> <p>6. 印鑑登録機能 : 印鑑登録情報の管理機能や印鑑登録証明書の交付機能</p> <p>7. カード管理機能 : 市民カード等の管理機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 健康管理システム )</p>
<b>システム5</b>	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	<p>1. 対象者管理機能 : 宛名番号を含む、住所、氏名等の情報を管理する機能。</p> <p>2. 接種歴管理機能 : 対象者の接種した予防接種情報等を管理・保管する機能。</p> <p>3. 接種歴照会機能 : 過去の接種歴の照会を行う機能。</p> <p>4. 帳票印刷機能 : 接種券・予診票等の発行等を行う機能。</p> <p>5. 集計・統計機能 : 予防接種情報を集計し、該当者の名簿を作る機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( ワクチン接種記録システム(VRS) )</p>
<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
予防接種管理ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の10の項</li> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の93の2の項</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </span>
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2の項、16の3の項 ・番号法第19条第8号 別表第二の115の2の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項 ・番号法第19条第8号 別表第二の115の2の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
7. 他の評価実施機関	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に定められる対象者
その必要性	予防接種に関する事務処理の基礎とするとともに、必要な記録の適正な管理を図るため。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 個人番号:対象者を正確に特定するために保有する。 その他識別情報:本市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する。</li> <li>・連絡先等情報 実施にあたって在住要件(転出/死亡)を確認するために保有する。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年7月1日
⑥事務担当部署	健康福祉部 健康増進課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>





再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、あらかじめ書面により、業務内容、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を確認した上で許諾している。	
	⑥再委託事項	団体内統合宛名総合システム運用保守業務に関する作業の一部	
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>			
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( 3 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない		
提供先1	市町村長		
①法令上の根拠	番号法 第19条第8号、別表第二の16の2の項		
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	予防接種の実施に関する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ		
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
⑦時期・頻度	情報提供を行う必要性が生じた都度		
提供先2	都道府県知事		
①法令上の根拠	番号法 第19条第8号、別表第二の16の3の項		
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの		

③提供する情報	予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供を行う必要性が生じた都度
<b>提供先3</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法 第19条第8号、別表第二の115の2の項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供を行う必要性が生じた都度

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>

ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がなされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。

- ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。
- ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。
- ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
- ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
- ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

<本市における措置>

システムサーバ等においてはデータセンターに設置している。

システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理している建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。

サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。

## 7. 備考

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- ・本市の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。
- ・本市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。
- ・クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・個人番号
  - ・宛名番号
  - ・自治体コード
  - ・接種券番号
  - ・属性情報(氏名、生年月日、性別、住民区分、続柄)
  - ・住所
  - ・郵便番号
  - ・異動情報(異動事由コード、異動年月日)
  - ・接種状況(実施/未実施)
  - ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目)
  - ・接種日
  - ・ワクチンメーカー
  - ・ロット番号
  - ・ワクチン種類(※)
  - ・製品名(※)
  - ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
  - ・証明書ID(※)
  - ・証明書発行年月日(※)
- ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ



3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>①住民基本台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下の対応を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。</li> <li>・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。</li> <li>・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</li> </ul> <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。</p> <p>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入力し、使用する。</p> <p>③ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
[ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報の安全管理措置等の必要な措置を講ずること
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託の際は事前の再委託協議書を義務付けている。 協議書には、再委託先にも委託先と同等の受託者が負うべき義務があることを明示している。

その他の措置の内容	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;          本市、国、ワクチン接種記録システム(VRS)の運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク&gt;          ・委託先に特定個人情報を保管させない。          ・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止する。</p> <p>&lt;委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク&gt;          ・データが紙か問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。          ・委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面により提出させる。</p>			
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない</b>			
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法の規定により、その範囲を厳格に遵守し提供を行うものとしている。</li> <li>・会津若松市情報公開条例・個人情報保護法施行条例・行政不服審査会条例及び会津若松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の適正な取り扱い等に関する規定に基づき運用を実施している。</li> <li>・自己点検や内部監査を実施し、ルールを遵守しているか確認している。</li> </ul>		
その他の措置の内容	<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;          ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、国の委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;          ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。</p>			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	-----------	--

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動対応を行わないように自動対応不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	-----------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>③特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>
--



**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知 [ 十分に行っている ] <選択肢>  
 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  
 3) 十分に行っていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか [ 発生なし ] <選択肢>  
 1) 発生あり 2) 発生なし

その内容 -

再発防止策の内容 -

その他の措置の内容

<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置>

【物理的対策】  
 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。  
 主に以下の物理的対策を講じている。  
 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理  
 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

【技術的対策】  
 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。  
 主に以下の技術的対策を講じている。  
 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。  
 ・領域のデータは、暗号化処理をする。  
 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。  
 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。  
 ・システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。  
 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システム(VRS)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

リスクへの対策は十分か [ 十分である ] <選択肢>  
 1) 特に力を入れている 2) 十分である  
 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・サーバ、端末機器、記憶媒体等の廃棄、リース返却等を行う際は、復元不可能な状態とすることとしている。

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・職員に対しては、適切な情報管理に努めるように指導している。</p> <p>・特定個人情報ファイルを取り扱う職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築している。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	会津若松市役所 健康福祉部 健康増進課 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 TEL0242-39-1245
②請求方法	指定様式の書面提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	会津若松市役所 健康福祉部 健康増進課 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 TEL0242-39-1245
②対応方法	問合せ受付時及びその他の対応についての記録を残す。 必要に応じて、庁内横断的な連絡を行う。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年3月4日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	郵便、ファクシミリ、ホームページ、電子メール及び事務担当課への持参による意見聴取
②実施日・期間	令和6年1月4日～令和6年2月2日
③主な意見の内容	意見の提出はありませんでした。
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成36年2月1日
②方法	会津若松市情報公開及び個人情報保護審査会による点検
③結果	評価書の内容について修正を求める意見はありませんでした。

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I-1②事務の内容	・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う ・他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う	(削除)		
令和6年4月1日	I-2システム1②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	(削除)		
令和6年4月1日	I-4法令上の根拠	番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	(削除)		
令和6年4月1日	I-6①部署	健康福祉部 新型コロナウイルス感染症対策室	(削除)		
令和6年4月1日	I-6②所属長の役職名	新型コロナウイルス感染症対策室長	(削除)		
令和6年4月1日	II-2⑥事務担当部署	健康福祉部 新型コロナウイルス感染症対策室	(削除)		
令和6年4月1日	II-3①入手元	地方公共団体・地方独立行政法人(他市町村)	(削除)		
令和6年4月1日	II-3②入手方法	その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	(削除)		
令和6年4月1日	II-3④使用部署	健康福祉部 新型コロナウイルス感染症対策室	(削除)		
令和6年4月1日	II-3⑤使用方法	・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行の為に特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	(削除)		
令和6年4月1日	II-3⑤情報の突合	本市からの転入者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	(削除)		
令和6年4月1日	II-4委託事項	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)	(削除)		
令和6年4月1日	II-4①委託内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)	(削除)		
令和6年4月1日	II-5提供・移転の有無	提供を行っている(4件)	提供を行っている(3件)		

令和6年4月1日	Ⅱ-5提供先	市町村長 番号法 第19条第16号 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 市区町村コード及び転入者の個人番号 10万人以上100万人未満 「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ その他(ワクチン接種記録システム(VRS)) 照会を受けた都度 本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要が生じた都度	(削除)		
令和6年4月1日	Ⅱ-6保管場所	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	(削除)		
令和6年4月1日	Ⅲ-2リスクに対する措置の内容	① 転入者本人からの個人番号の入手 ～省略～ ② 他市区町村からの個人番号の入手 ～省略～ ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 ～省略～ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ～省略～	(削除)		
令和6年4月1日	Ⅲ-5特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・転出元市区町村への個人番号の提供 ～省略～ ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号とともに転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	(削除)		
令和6年4月1日	Ⅲ-7その他の措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ～省略～ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ～省略～	(削除)		

令和6年4月1日	IV-1①請求先	会津若松市役所 健康福祉部 新型コロナウイルス感染症対策室 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 Tel.0242-23-9271	(削除)		
令和6年4月1日	IV-2①請求先	会津若松市役所 健康福祉部 新型コロナウイルス感染症対策室 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 Tel.0242-23-9271	(削除)		